

事業者は、基本設計業務完了時において、以下に示す書類を市に提出すること。なお、以下の書類の内、不必要と考えられるものについては、市との協議のうえ除くことができる。

1. 図面（CAD データを含む）

（1）共通図

- ・ 表紙
- ・ 案内図
- ・ 基本設計説明図

（2）建築

- ・ 建築概要書
- ・ 面積表及び求積表
- ・ 配置図
- ・ 平面図（各階）
- ・ 立面図（各面）
- ・ 断面図（主要部）
- ・ 仕様概要書
- ・ 仕上表
- ・ 外観パース
- ・ 内観パース

（3）構造

- ・ 構造概要書
- ・ 構造基本設計図

（4）電気設備

- ・ 電気設備概要書
- ・ 電気設備基本設計図

（5）機械設備

- ・ 空気調和設備概要書
- ・ 空気調和設備基本設計図
- ・ 給排水衛生設備基本設計説明書
- ・ 給排水衛生設備基本設計図

（6）外構

- ・ 外構計画図

2. 説明資料

- ・ 建築基本設計説明書
- ・ 構造基本設計説明書
- ・ 設備基本設計説明書
- ・ 昇降機設備基本設計説明書
- ・ 法的検討書
- ・ 工事計画書（仮設計画、建設計画、工程計画）
- ・ ランニングコスト計算書
- ・ CASBEE 静岡検討表
- ・ ZEB Ready 検討表
- ・ その他説明に必要とされる資料等
- ・ 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- ・ 事業提案書との整合性の確認結果報告書
- ・ 参考見積を徴収した場合は参考見積書（PDF データ及び印刷物）
- ・ その他必要と思われる技術資料等
- ・ 打合せ記録

事業者は、上記の書類を提出する際に、以下の事項に留意すること。

1. 提出時の体裁、部数等は、別途、市の指示するところによる。
2. 書類等に併せて、CAD ソフトで作成した電子データ（AUTO CAD、JW CAD のオリジナルデータと、DXF 又は SXF とする）を提出すること。